

国指定祇苗島鳥獸保護区
指定計画書（案）

平成22年 月 日
環 境 省

1 国指定鳥獣保護区の概要

(1) 国指定鳥獣保護区の名称

祇苗島鳥獣保護区

(2) 国指定鳥獣保護区の区域

東京都神津島村祇苗島の区域及び神津島港の平均海面時の海岸線から沖合1キロメートル以内の海域（当該海域内の岩礁を含む）

(3) 国指定鳥獣保護区の存続期間

平成22年11月1日から平成42年10月31日（20年間）

(4) 国指定鳥獣保護区の指定区分

集団繁殖地の保護区

(5) 国指定鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、東京都の南方約180キロメートルの海上に位置する神津島の南東約1.2キロメートルにある祇苗島全域とその周辺海域である。

祇苗島は、南北に2つの小島と岩礁からなり、周囲約1.5キロメートルの断崖絶壁の無人島である。

同島の多くは浸食された岩で、植生は島の上部に広葉樹の低木を含む草地があるのみである。同島の岩の割れ目や隙間などにおいて、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧Ⅱ類のカンムリウミスズメやオーストンウミツバメの集団繁殖が確認されている。

また、周辺の海域はカンムリウミスズメの採餌場所として重要である。

このように、当該区域はカンムリウミスズメ等海鳥類の集団繁殖地として重要であることから、祇苗島全域とその周辺海域を集団繁殖地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域において集団で繁殖する鳥類の保護を図るものである。

2 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針

保護管理方針

- 1) 当該区域は無人島のため、集団繁殖地の環境は現状のまま保全することを基本とするが、関係機関等と連携協力した鳥類のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥類の生息状況、鳥類を捕食する可能性のあるネズミ類や侵略的外来種の侵入の有無、鳥類の生息に悪影響を及ぼすごみの散乱状況等の把握に努める。
- 2) 鳥類の生息に悪影響を及ぼす環境変化が発生した場合には、早期に適確な対

応ができるよう努め、必要に応じて保全対策を講じる。

- 3) 海鳥等の生息・繁殖環境を適切に保持するため、関係地方公共団体、関係機関等と連携協力し、観光利用者等への普及啓発活動に取り組む。

- 3 国指定鳥獣保護区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積
総面積 593 h a

内訳

ア 形態別内訳

林 野	— h a
農耕地	— h a
水 面	581 h a
その他	12 h a

イ 所有者別内訳

国有地	— h a
村有地	12 h a

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然公園法による地域（富士箱根伊豆国立公園）	593 h a
特別保護地区	12 h a
普通地域	581 h a

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 国指定鳥獣保護区の位置

当該区域は、東京から南方約 180km の海上に位置する神津島の東側にある祇苗島とその周辺海域である。

イ 地形、地質等

祇苗島は、2つの小島と岩礁からなり、標高 73m の断崖絶壁の無人島である。海岸線は南側の島の一部が岩礁となっている他は、ほとんどが 10m から 50m 程の岩壁である。

同島は、流紋岩質の単成火山により形成された神津島と同様に火山島であり、溶岩円頂丘と考えられている。

ウ 植物相の概要

祇苗島の多くは浸食された岩であり、植生は島の上部に広葉樹の低木を含む草地があるのみである。南側の島ではススキ、スゲの草原が代表的であり、比較的標高の高い尾根沿いにシャリンバイやヤ

ブニッケイの樹木が生育している。北側の島では植生調査は行われていない。

エ 動物相の概要

祇苗島の動物相全般に関する正式な記録は少なく詳細は不明である。

鳥類については、カンムリウミスズメ、オーストンウミツバメ、オオミズナギドリ、ウミウ、ウミネコ等の海鳥類が集団で繁殖している。平成 21 年に財団法人日本野鳥の会によって実施された調査では、南側の島でカンムリウミスズメの複数の営巣が確認された。この他、神津島からハシブトガラス、トビ、ハヤブサ等の陸鳥も飛来する。

哺乳類ではネズミ類が目撃されているが、種類は不明である。

爬虫類ではシマヘビの生息が確認されている。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり。

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

ア 被害の報告

被害の報告はない。

イ 有害鳥獣捕獲の実績

有害鳥獣捕獲の実績はない。

5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項

当該区域において、法律第 32 条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

6 施設整備に関する事項

(1) 鳥獣保護区用制札 1 本

(2) 特別保護地区用制札 1 本